

経済産業省令第九十九号

特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）の施行に伴い、特許法施行規則及び実用新案法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年九月四日

経済産業大臣 平沼 赳夫

特許法施行規則及び実用新案法施行規則の一部を改正する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の七の次に次の一条を加える。

（発明の単一性）

第二十五条の八 特許法第三十七条の経済産業省令で定める技術的關係とは、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的關係をいう。

- 2 前項に規定する特別な技術的特徴とは、発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。
- 3 第一項に規定する技術的關係については、二以上の発明が別個の請求項に記載されているか単一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。

(実用新案法施行規則の一部改正)

第二条 実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(考案の単一性)

第七条の二 実用新案法第六条の経済産業省令で定める技術的關係とは、二以上の考案が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの考案が単一の一般的考案概念を形成するように連関している技術的關係をいう。

2 前項に規定する特別な技術的特徴とは、考案の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。

3 第一項に規定する技術的關係については、二以上の考案が別個の請求項に記載されているか単一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。

附 則

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。